

大阪市立新森小路小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年度

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。」という認識のもと、「自ら考えすすんで活動する心豊かな子」の育成のために「新森小路小学校 学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

- いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校の雰囲気づくり
- 常に児童の言動や様子などを注視した未然防止・早期発見・早期解決
- 「あいさつする」「人の話をきく」「ルールを守る」の徹底
- 違いを認めることができる教育、自己肯定感を高める教育の推進
- 学校全体での組織的な対応
- 家庭との連携

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範的意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

（いじめ防止対策推進法 第9条）

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

- ①朝と帰りや授業前後等のあいさつの徹底
- ②学習規律の徹底

- ③人の話を、体を向けてきく、最後まできくことの徹底
→ 主体的で対話的で深い学びへ

(2) 違いを認める

- ①一人一人の特性や学び方等の肯定
- ②一人一人の強みを生かせる場の提供

(3) 自己肯定感を高める

- ①結果だけでなく過程への称賛
- ②一人一人の強みを生かせる場の提供
- ③異学年交流やキャリア境域、体験的な学習の場の提供

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

そのためにも、全教職員が注意深く児童を観察することが求められる。また、教職員間の連携を密にし、児童の情報交換を積極的に行うと共に、それらの情報を共有することにより、いじめの早期発見とその解決に向かうことが重要である。

(1) 児童理解

- ①日頃からの児童の実態把握
- ②心の天気、相談連絡機能、定期的なアンケートの実施

(2) 教職員間の連携

- ①学年全体（担任・特支担任・専科）での学年児童の理解
- ②定期的な児童連絡会の開催
- ③生活指導支援員やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等との連携

(3) 保護者・地域との連携

- ①行事や事業での協力
- ②気になることがあれば早期連絡

(4) 校外相談機関との連携

- ①区役所や大阪市こども相談センター等への相談

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ①早い段階での事実確認
- ②結果を踏まえた対策
- ③内容を被害者・加害者の保護者に連絡

(2) いじめられた児童又は保護者への支援

- ①安心して学校生活を送ることのできる環境の確保
- ②状況に応じて、S Cの協力を得て児童・保護者の不安を取り除く対策

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への対応

- ①いじめの状況やその背景についての十分な聞き取り
- ②組織的な体制のもとでの指導
- ③保護者の指導方針への理解と協力の要請
- ④継続的な指導

(4) ネット上のいじめへの対応

- ①児童への情報モラル教育の実施
- ②必要に応じて、保護者対象の情報モラル研修の実施

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめの防止等のための組織「いじめ対策委員会」の設置

①構成員

学校長、教頭、教務主任、生活指導部長、当該学年 等

②開催

緊急を要するいじめ事案発生の場合に開催する。

③役割

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有
- ・迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定
- ・保護者との連携

(2) 保護者や地域、関連機関との連携

①情報発信や啓発

- ・学校ホームページや学校だより、学年だより、校長だより等の活用

②学校協議会への提言

- ・協力体制の構築

7. 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①大阪市教育委員会への速やかな報告

②当該事案に対処する組織の設置

③事実関係を明確にするための調査の実施

④調査結果のいじめを受けた児童・保護者に対する適切な提供

※ いじめ発見の際の流れ

